



中小企業**最低賃金**引上げ支援対策費補助金

# 業務改善助成金 のご案内

中小企業事業主のみなさん。

計画的な**最低賃金**引上げを  
支援する制度があります。

国が応援してくれるのですね。  
これなら安心、心強いわ！

設備投資、研修費用、  
コンサルタントの経費にも  
利用できるんだ。  
これはいいなあ！



# 支給手続き



## 支給の要件

### ①賃金改善計画

事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、1年目に40円以上の引き上げを実施すること。

### ②業務改善計画

業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修など）についての計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

## 平成25年度助成対象地域37道県

| 県名 | 北海道 | 青森 | 岩手 | 宮城  | 秋田 | 山形 | 福島 | 茨城 |
|----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|
|    | 栃木  | 群馬 | 新潟 | 富山  | 石川 | 福井 | 山梨 | 長野 |
|    | 岐阜  | 滋賀 | 奈良 | 和歌山 | 鳥取 | 島根 | 岡山 | 広島 |
|    | 山口  | 徳島 | 香川 | 愛媛  | 高知 | 福岡 | 佐賀 | 長崎 |
|    | 熊本  | 大分 | 宮崎 | 鹿児島 | 沖縄 |    |    |    |

## 支給額

上記業務改善の経費の2分の1（下限5万円、上限100万円）

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限る。

## お問い合わせ・申請先

### お問い合わせ先

沖縄県最低賃金総合相談支援センター

〒901-0152

那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター605

沖縄県中小企業団体中央会

☎098(859) 6120

### お問い合わせ・申請先

沖縄労働局労働基準部賃金室

〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3F

☎098(868) 3421

